

## (一般) とは

建築物石綿含有建材調査者には、(一戸建て等)、(一般)、(特定) の区分がある。

一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅又は共同住宅(長屋を含む)の内部における石綿含有建材の使用実態の調査を行う者のこと。調査の対象は、住戸の専有部分に限られ、ベランダ、廊下等の共用部分や店舗併用住宅については、一戸建て等調査者は調査ができない。

一般建築物石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等を含むすべての建築物における石綿含有建材の使用実態の調査を行うことができる。

(一般) と (特定) では調査を行うことができる建築物の範囲は変わらないが、特定建築物石綿含有建材調査者は、11 時間の講義の他に実地研修を受講し、筆記試験と口述試験に合格した調査者である。